

甲斐市議会 まちづくり環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年9月18日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	山坂賢太君		安倍健治君
	小澤重則君		内藤久歳君
	藤原正夫君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	若尾彰子君		滝川美幸君

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小林一三君	環境産業部長	中込広人君
まちづくり 振興部長	小宮山尚君	公営企業部長	保坂義実君
人事課長	小宮山厚君	環境森林課長	宮崎建君
産業創造課長	高須秀樹君	農政課長	小宮山佳浩君
建設課長	保坂俊和君	都市計画課長	久保欽一君
建築住宅課長	興石文明君	上下水道業務 課長	芳賀康貴君
上下水道工務 課長	中島茂樹君	給与係長	伊藤仁美君
自然環境係長	奥山正広君	産業創造係長	藤田充君
農政総務係長	長田明久君	農業土木係長	深澤勇也君
建設総務係長	櫻田隆樹君	建設整備係長	秋山裕介君

まちづくり 推進係長	窪田友昭君	公園緑地係長	清水隆君
空家対策・ 住宅係長	守屋裕之君	建築開発係長	小澤俊和君
上下水道総務 係長	藤井亮一君	経理徴収係長	八巻加奈君
上水道施設 係長	池田靖君	下水道施設 係長	八巻哲也君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	深澤隼人
書記	圓谷孝宏		

審査内容

1 条例等審査

- 議案第64号 不動産購入の件
- 議案第65号 市道路線認定の件
- 議案第52号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午前 9時28分

○書記（圓谷孝宏君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから、まちづくり環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

金丸委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変お疲れさまです。

○委員長（金丸幸司君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これよりまちづくり環境常任委員会を開会いたします。

また、松井委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、報告いたします。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておきますので、ご承知おきください。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

初めに、条例等審査を行います。

議案第64号 不動産購入の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） おはようございます。

産業創造課から議案第64号 不動産購入の件につきまして説明をさせていただきます。

定例市議会議案書の62ページをお願いいたします。

双葉地区拠点工業団地内企業地の不動産購入の件につきまして、所在地は、下今井字鳴石424番ほか6筆、地目は田、面積は1,559平方メートル、所有者は記載のとおりで、購入予

定価格は2,026万7,000円であります。

提案理由でございますが、この不動産購入につきましては甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

詳細につきましては、定例市議会資料により説明をさせていただきます。

定例市議会資料の50ページをお願いいたします。

不動産の概要は、表の記載の7筆、1,559平方メートル、購入予定価格は、1平方メートル当たり1万3,000円で、2,026万7,000円であります。

相続登記が完了したため仮契約を締結したところであります。

1ページ飛ばしていただきまして52ページをお願いいたします。

企業地の位置図です。取得する農地は……。

○委員長（金丸幸司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

引き続き、高須産業創造課長、お願いいたします。

○産業創造課長（高須秀樹君） 52ページをお願いいたします。

企業地の位置図であります。取得する農地は全体で88筆、2万8,527.19平方メートルであります。

戻っていただきまして51ページをお願いいたします。

整備予定地のうち濃い網かけとなっている部分、81筆、2万6,968.19平方メートルにつきましては、既に議決をいただき、契約を締結しております。今回は最後の1人が相続登記を完了したことから、予定地の北側、図面の上部の太い線で囲った白い部分、7筆の購入について議決をお願いするものであります。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 確認だけど、平米単価が出ていましたよね。過去にこれ、登記の関係で遅れていたということ。今回については改めてやるんだけれども、その平米単価というのは当然のことだと思うけれども、統一な形で処理したということでもいいのかな。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） そのとおりでございまして、ここにつきましては平米単価1万3,000円で契約をしております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第64号を終わります。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続きまして、議案第65号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当課からの説明の後、1路線ずつモニター画像に映像を流し、その後、質疑を行いますので、よろしくお願いたします。

今回は2路線となります。

担当より説明をお願いいたします。

保坂建設課長。

○建設課長（保坂俊和君） よろしくお願いたします。

建設課から議案第65号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案書は63ページ、位置図につきましては、議会資料の53ページから55ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

今回認定をお願いする路線は4路線ですが、現地確認については8月20日に開催されました本常任委員会において2路線、路線番号、692、1580を既に確認していただいておりますので、本日は路線番号425、路線名、日向宅造6号線、路線番号426、路線名、日向宅造7号線、議会資料の55ページに位置する2路線について、録画面像による現場確認をお願いし、さきに確認していただいた路線と合わせ確認をお願いするものです。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

詳細につきましては現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

質疑につきましては、現地の映像を見た後に行いますので、よろしくお願いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時45分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

今のあれで、違うところもあるんだけど、この場合、こうやって左側のところに隣接する田んぼのところに手すりがあるね、それというのは開発業者がやるのか、それとも、隣の段が低いから危ないから市道で開発業者が実費でやるのか、市の指導でやるのか、この隣接の持ち主の人が危ないからやっていくというのか、どういうあれですか。やってあるところとやってないような開発のところが見えるんだけど。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 小澤建築開発係長。

○建築開発係長（小澤俊和君） お答えいたします。

今回の現場につきましては、事業者側で設置をしております。高低差があまりありますと落ちてしまう危険性もありますので、開発のときに協議をして設置をしてもらっております。以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、そういうところで協議をした上で、別にこのままでも、しなくてもどうこうはない、そういう意味合いもあるということだね。協議をした上でやるということだね。基準というか、縛りというか。そこを聞きたい。

○委員長（金丸幸司君） 小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和君） 基本的には協議をしまして、現地を職員のほうも確認をして指導をするということがございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　ここは結構広いようだけれども、区画数でどのぐらいあるの。

○委員長（金丸幸司君）　小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和君）　今回の現場につきましては23区画になります。

○委員長（金丸幸司君）　そのほか質疑ございますか。

樋口副委員長。

○副委員長（樋口孝之君）　1点だけお願いします。

今、こちらの上のほうから下のほうまで道路の急勾配があると思うんですけれども、118.1メートルという長い距離なんですけれども、これに勾配がある。今見たら、何か舗装の目が粗いから、浸透式のそういう、流れの速いときに早く浸透するような工夫とか、ここはしてあるんですか。

○委員長（金丸幸司君）　小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和君）　現在は浸透式の舗装というのは取扱っておりませんで、理由としましては、年数がたつに連れて目に砂等が入ってしまったりするところもあつたりしますので、現在はそういったことはしておりません。

以上です。

○委員長（金丸幸司君）　樋口副委員長。

○副委員長（樋口孝之君）　浸透式はどこのところでももうやらないといったことですか。もうなくなっているということ。

○委員長（金丸幸司君）　櫻田係長。

○建設総務係長（桜田隆樹君）　お答えいたします。

現在、道路内の両側に開発などは市道で水路を設置させていただいております。こういう状況でございますと排水が可能ということで、浸透性の舗装はしないということで大丈夫かと思うんですけれども、実際に狭隘な道路の部分で水路などがないような場所につきましては、打ち直しの際に浸透する舗装を打設させていただくということは、可能性としてございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君）　そのほか質疑ございますか。

山坂委員。

○委員（山坂賢太君）　この路線の北側の道路が大袋のところですよ、先日、ここの市民の方から、先ほど藤原議員から手すりの問合せがあつたんですけれども、この路線に限らず、

この路線で住宅が建った段階で、例えば通学路とかの周辺の危険箇所とかというもののチェックとかという、新しい市民が住むことによつての周辺の危険箇所とかという点検とかチェックというのは、あくまでも住んでいる自治会からの要望を起点に置いて行っておりますか。それとも市のほうでは、どこまでそこら辺やっているか教えてください。

○委員長（金丸幸司君） 櫻田係長。

○建設総務係長（櫻田隆樹君） お答えします。

安全に伴うそういった施設の要望につきましては、今いただきました自治会長様からの自治会の要望と合わせて通学路の観点もございます。そちらのほうで学校側、PTAですとかそういったもの、教育委員会側からの要望、この2点を加味をして点検をさせていただいて協議をして設置までというような流れで進めております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時57分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の映像を踏まえ、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第65号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、議案第52号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） お疲れさまでございます。

都市計画課から条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

議案書は23ページとなります。

議案第52号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件でございます。

初めに、提案理由をご説明いたしますので、29ページをお願いいたします。

令和7年3月に策定した甲斐市パークマネジメントプランに基づき、都市公園の効率的・効果的な管理運営を実施すること及び現在整備中のしのはら公園に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行う必要がございます。

改正の内容につきましては、議会資料によりご説明をいたしますので、議会資料の29ページをお願いいたします。

7月の常任委員会でもご説明をいたしましたが、改めて経過についてご説明をいたします。

令和7年3月、公園の維持管理、運営に係る公民連携による事業手法を検討し、市民、行政、事業者それぞれが主体的に参画・連携できる仕組みづくりを構築するため、甲斐市パー

クマネジメントプランを策定いたしました。また、（仮称）篠原地区公園は条例上の名称をしのはら公園に決定し、指定管理者制度による運営を検討するとともに、イベント開催などを通じてにぎわいを生み出す公園として活用していく方針であります。

これらを踏まえ、今後、公園を効率的・効果的に管理運営していくに当たり、甲斐市都市公園条例等における次の点について一部改正を行うものでございます。1点目として指定管理者による都市公園の管理を可能とする改正を行うこと。2点目として使用料及び占用料規定の全都市公園への適用を可能とする改正を行うこと。3点目として、しのはら公園内でカフェ等を想定した多目的棟や他の公園でのPFIによるカフェ等の設置を見据え、都市公園法第5条第1項の規定による設置管理許可について新たに使用料を定める改正を行うことあります。

次に、改正内容でございますが、まず、（1）都市公園の使用料に関する部分の改正でございますが、使用料の見直しに伴い条例の別表等を改正いたしますが、金額につきましては30ページをお願いいたします。

使用料の改正案でございます。まず、（1）設置管理許可料であります。もともと本市の条例に規定がなかったものを、公園でのPFI等による施設の設置等を見据え新たに定めるもので、市の使用料徴収条例の規定を準用すると定めます。

次に、（2）占用料であります。この規定につきましては、旧敷島町が中下条公園と敷島総合公園に規定したものがそのまま引き継がれておりましたが、今回の改正により全都市公園への適用と金額の見直しを行うものであります。上段は公園内で行われる催しのために設ける仮設工作物に対し占用料を徴収する規定で、イベント時に設置するステージなどを想定しており、山梨県などと同様の金額設定といたします。下段は、その他のものといたしまして、電柱・電線などの長期間にわたり設置されるものを想定した区分で、使用料徴収条例の規定を準用すると定め、根拠を明確にいたします。

次に、（3）行為許可料であります。この規定につきましても全都市公園への適用と金額の見直しを行うものであります。区分ごとにご説明をいたします。

まず、物品の販売、募金、その他これらに類する行為であります。従来の1日定額料金であったものを面積に応じた料金体系とし、1平方メートル当たり30円といたします。なお、整備中のしのはら公園には電源付きのキッチンカースペースを3台分整備予定であります。そちらは1区画2,000円といたします。

次に、業として行う写真の撮影及び、次の31ページをお願いいたしますが、業として行う映

画またはテレビの撮影につきましては、これは県と同額といたします。

次の興行につきましては、先ほど説明しました物品の販売、募金、その他これに類する行為と同じ、1平方メートル当たり30円と設定をいたします。

次の競技会等につきましては、集会や展示会などのイベント行為も含まれます。1平方メートル当たり15円といたしますが、入場料の徴収や物品の販売を伴うときは30円といたします。

次の花火、キャンプファイヤー等火器を使用する行為は、市長が定める額で変更はありません。

この行為許可料の規定については、公園内でのイベント開催やキッチンカー販売などで公園を使用する際に徴収するもので、最も活用が見込まれるものです。ちなみにですが、しのはら公園に整備するイベント広場を例にいたしますと、芝生敷の面積が1,250平方メートルでありますので、物品の販売などで芝生広場、イベント広場全体を貸し出した場合、1平方メートル当たり30円でありますので、1日当たり3万7,500円となります。

29ページにお戻りをいただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました2の改正内容の(1)使用料金に関する部分の改正につきましては、施行日を令和8年4月1日とし、一定期間周知に努めます。

次に、(2)しのはら公園の指定管理に関する改正でございますが、しのはら公園について指定管理者による管理、業務の範囲、利用料金等の規定を加えるものであります。施行日は、公布の日から2年を超えない範囲で、別途規則で定める日としておりますが、これは開園日を施行日とする関係上、今後定めるための措置であります。

次に、(3)その他例規の改正等でございますが、条例改正に伴い関係する規則の一部改正及び告示の廃止を行います。具体的には、甲斐市都市公園条例施行規則の一部改正を行い、次の甲斐市玉幡公園芝生広場及び島上条公園芝生広場管理運営要綱と、次の甲斐市やはた公園管理運営要綱を廃止し、施行規則のほうに一本化するものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

新旧対照表の第1条関係でございます。この第1条関係は、公園施設の民間による設置管理許可料や公園使用料、占用料などを徴収するための改定で、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

この40ページは新旧対照表の第2条関係でございます。第2条関係はしのはら公園の指

定管理に関する改正でございますので、施行日は、今後開園日が決まり次第、規則で定めてまいります。

以上で議案第52号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この主たる目的というのは、しのはら公園を整備するに当たって見直しされるということと、パークマネジメントに基づいた改正ということになると思うんだけど、総じてこの使用料は全体的に見直しすることによって上がるよね、そういう認識でいいの。

○委員長（金丸幸司君） 久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 金額が上がるかというところでございますけれども、こちらについては、もともと旧敷島町は中下条公園と敷島総合公園にだけ使用料を取るという条例だったんです、それがまた機能していないというか、それこそイベントで貸し出すというようなことがなかったものですから、そこを今回、金額を見直しながら全都市公園に適用する。金額については、旧敷島町が設定したものですから、かなり昔の金額設定でございますので、周辺なども考慮して上がったということになります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 具体的に言えば、芝生公園はスポーツ施設になっていて、使用料は当然かかっているわけなんだけれども、その辺のところも、結局、今回のマネジメント計画の中で使用料の見直しもあるということだよ。現状のまま。あと何か、これ見ていたら、別表によるとかというのが結構出ているね、しのはら公園のところの使用料とかそういうものは別表によるという表現があって、具体的な数字というのはなかったんだけれども、その辺についてはスポーツ施設として使う場合の料金も上がるということになるわけじゃんね、当然。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 今回の見直しは、都市公園として使うところの使用料でござ

いまして、スポーツ施設の使用料につきましては今回には含まれておりません。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 含まれていない、じゃ従来どおりということだね、使用料については。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） スポーツ施設は従来どおりです。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第52号を終わります。

これで条例等審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、議案第58号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第61号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）、議案第66号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を一括として議題といたします。

初めに、人事課より本常任委員会所管の person 費の補正について説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） おはようございます。お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

人事課から person 費の補正につきまして説明をさせていただきます。

初めに、職員全体の補正概要について説明をさせていただきます。その後、まちづくり環境常任委員会所管の補正内容について説明をさせていただきます。

早速、定例市議会資料の48ページをお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。令和7年度9月補正予算 person 費の明細表になります。

今回の補正の理由でありますけれども、本年1月1日時点の職員配置により編成しております当初予算の person 費を4月1日の定期人事異動を踏まえた予算に調整するとともに、自己都合により退職した職員がいたため、その職員の person 費の減額、また定期昇給に伴います職員給与の増額などを全て合わせて行うものであります。

職員数から説明させていただきますので、一番上の表をご覧いただきたいと思ひます。

当初予算の正職員数であります、本年1月1日時点の職員数に定年退職者、あと普通退職予定者、新規採用者などを考慮しまして、定員適正化計画どおりの職員総数493人を確保する見込みで予算措置をしておりました。しかしながら、普通退職者が予定していた4人を大きく上回る18人発生しまして、採用試験の補欠合格者を繰り上げましたが、11人が補充できなかったことに加えまして、今年度に入ってから自己都合により退職した者が3人出ましたということで、9月1日現在におきます職員数は、当初の計画よりも14人少ない479人

となっております。

次に、再任用職員の職員数であります。当初の職員数と変更はありません。

次に、会計年度任用職員の職員数であります。産休職員の代替として当初から2人を増員しております。

続きまして、職員別の補正額につきまして説明させていただきますので、真ん中の正職員の表をご覧くださいと思います。

まず、正職員の2節給与であります。昨年度末に普通退職者がたくさん発生したことで、当初予算どおりの職員数が確保できなかったため、その確保できなかった職員の給料、あと、今年度に入ってから自己都合により退職した職員の給料を合わせて減額するほか、定期昇給に伴います給料の増額などの調整を行いまして、合計で6,552万8,000円を減額するものであります。

3節の職員手当等及び4節の共済費につきましても同様の理由から職員手当等の合計として7,087万1,000円、また共済費の合計としまして1,204万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

27節の繰出金につきましては、児童手当の支給対象となる職員の異動に伴いまして、公営企業会計へ繰り出す公営企業会計の繰出金2万7,000円を減額するものであります。

なお、正職員の全会計におきます人件費の補正額の合計は、一番右端にありますとおり1億4,847万4,000円の減額となっております。

続きまして、その下の再任用職員の補正額であります。1日当たり7時間30分の勤務を予定する再任用職員が家庭の事情により6時間勤務に変更となったため、その差額となる2節の給料から3節の職員手当等までの合計で229万7,000円を減額するものであります。

続きまして、一番下の会計年度任用職員になります。不足している保育士や放課後児童支援などを年度当初から募集しておりますけれども、募集人員に対しまして全員が確保できていないため、既に経過しました4月から7月までの人件費として、1節報酬から通勤手当である8節の旅費までの合計3,132万円を減額させていただくものであります。

以上が職員全体の人件費に関する補正概要の説明であります。

引き続き、資料が変わりまして、9月補正予算の説明書26ページ、27ページをお願いします。

まちづくり環境常任委員会が所管いたします人件費に関する補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

補正の理由につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、人事異動に伴う職員の配置替えによる各予算科目間の調整、また普通退職した職員の補充ができていないことによる給料の減額、また定期昇給等に伴う増額などを行うためであります。

それでは、予算科目ごとの補正額の説明になります。

まず、下の表になりますけれども、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。001環境衛生関係職員におきまして3,673万5,000円を増額するものであります。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

一番下の表になりますけれども、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費であります。001労働関係職員費におきまして55万8,000円を増額するものであります。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費であります。001農林業関係職員費につきまして3,102万5,000円を減額するものであります。

次のページ、32ページ、33ページをお願いいたします。

8款土木費になります。1項土木管理費、1目土木総務費であります。001土木管理関係職員におきまして3,891万1,000円を増額するものであります。

続きまして、002土木管理関係会計年度任用職員等費につきまして1万1,000円の増額をするものであります。

申し訳ありません、ちょっと飛ばしてしまいまして、30ページ、31ページにお戻りいただいでよろしいでしょうか。

7款の商工費であります。1項商工費、1目商工総務費におきまして、001商工観光関係職員におきまして1,717万2,000円を減額するものであります。大変失礼いたしました。

次のページの32ページ、33ページにお戻りいただきまして、真ん中になりますけれども、4項都市計画費になります。1目の都市計画総務費におきまして、001都市計画関係職員費におきまして6,150万7,000円を減額するものであります。

少しページが飛びまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

地域し尿処理施設特別会計になります。1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費であります。001地域し尿処理関係職員費におきまして358万4,000円を増額するものであります。

次に、資料が変わりまして、公営企業会計の補正予算の説明書をお願いいたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

水道事業会計になります。支出科目の1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費におきまして、水道事業関係職員人件費71万9,000円を増額するものであります。

また、4目業務及び総係費におきまして水道事業関係職員人件費422万4,000円を増額するものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

簡易水道事業会計になります。支出科目の1款水道事業費用、1項営業費用、4目業務及び総係費におきまして、簡易水道事業関係職員人件費77万6,000円を減額するものであります。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

下水道事業会計になります。収益的収入及び支出の支出科目、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費におきまして、下水道事業関係職員人件費8,000円を増額するものであります。

また、3目業務及び総係費におきまして、下水道事業関係職員人件費700万6,000円を減額するものであります。また、会計年度任用職員人件費としまして319万3,000円を増額するものであります。

28ページ、29ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出科目になりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費におきまして、下水道事業関係職員人件費20万5,000円を減額するものであります。

最後に、38ページ、39ページをお願いいたします。

戸別合併処理浄化槽事業会計になります。支出科目の1款戸別合併処理浄化槽事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費におきまして、会計年度任用職員人件費5,000円を増額するものであります。

以上がまちづくり環境常任委員会が所管いたします人件費の補正に関する説明となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 全体的に大分職員が減っているということなりまして、仕事のほうは順調にいつているんでしょうか。大分職員に負担がかかるんじゃないかと思うんですが、い

かがでしょう。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） ご心配いただきありがとうございます。

確かに当初予算と比較すると14人ほど減員という形になっておりますが、昨年度末、令和6年度末は職員が480人在籍しておりましたので、増員はできなかつたんですけれども、ほぼ同数ですので、行政運営上は昨年度と同様の職員数で、そこまでの支障はないかと思うんですが、ここ近年、職員の総時間外勤務時間が大体5万5,000時間から5万8,000時間ほどあるんですが、そこを少しでも職員を増やすことで減らしたいということで、職員の増員を計画させていただきますので、今年度、今月から職員採用試験が始まりますけれども、そこで十二分に確保できるように努力したいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）についてを行います。
初めに、環境森林課より、4款衛生費、2項環境衛生費及び4款衛生費、3項清掃費について一括で説明をお願いいたします。

宮崎環境森林課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） 大変お疲れさまでございます。

引き続き環境森林課から補正予算の内容のご説明をさせていただきます。

最初に、4款衛生費、2項環境衛生費に係る補正予算につきましてご説明をいたします。

資料につきましては、補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費のうち27ページの説明欄にございませとおり、018猫不妊去勢手術費助成事業につきまして188万円の増額補正をお願いするも

のでございます。

補正額の財源内訳に関しましては、県支出金125万2,000円、一般財源が62万8,000円の増額となります。増額の理由といたしましては、先月8月のまちづくり環境常任委員会でご説明をしたところでもございますが、先般、山梨県において山梨県猫不妊去勢手術費助成事業補助金交付要綱の改正が行われ、令和7年度におきましても猫の不妊去勢手術費を助成する市町村に対する補助金制度は継続することとなり、本市におきましても市の補助金要綱の改正を行った上で、引き続き当該補助金を活用できる見込みとなったこと、また令和6年度の助成事業の実績及び今年度見込み数を勘案した結果、当初の見込み数と比較しまして助成の年間申請件数が増加することが見込まれることから、今回の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費、3項清掃費に係る補正予算につきましてご説明をいたします。

資料につきましては28ページ、29ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費のうち29ページの説明欄にございますとおり、003資源リサイクル推進事業につきまして99万円の増額補正をお願いするものでございます。補正額の財源内訳に関しましては、全て一般財源となります。

増額の理由といたしましては、近年、全国的に廃棄物処理施設や収集運搬車両等におきましてリチウム蓄電池等に起因する火災事故が発生しており、問題化する中で、環境省から各市町村においてもリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を徹底するよう通知が発せられたことを踏まえまして、本市におきましても耐久性の高い回収ボックスを購入し、竜王、敷島、双葉の各地区のリサイクルステーションに設置することで分別収集の強化及び市民意識の向上を図ることとし、その回収ボックス3基の購入のための増額補正をお願いするものでございます。

以上が環境森林課に係る一般会計の補正予算の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今回の衛生費の中の資源リサイクル事業99万、約100万ということで、旧町3ヶ所の回収所で3つつくるということだよね、そこはいいんだけど、この資源ご

みもあれだけれども、各自治会でも資源ごみが毎月あるじゃん、そういうところもしっかりしないと、今の大きいところは専門の回収袋があるんだけど、自治会のところに対しても何か指導を今度はやっていかんと思うんだけど、どう考えているか。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えいたします。

今現在の電池等の回収につきましては、まず、竜王地区におきましては各収集小屋に占用のボックスが自治会に設置されておりまして、それで回収を行っております。また、敷島・双葉地区につきましては、今委員さんがおっしゃられたとおり、有価物回収のときに合わせまして電池を専用に回収ということが行われております。今回、リサイクルステーションに専用ボックスを置くということになりましたら、リチウム電池が特に発火の危険性がある危険なということですので、これまで乾電池というくくりで集めていたものを、リチウム電池に関するもの等は極力、この専用ボックスを出していただくというような周知を行ってまいりたいと考えております。また、通常の乾電池、ボタン電池等については、危険性がそこまでないということの中で、これまでと同様に有価物回収の場所であったり、リサイクルステーションであったりということは続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明だと、3つのリサイクルステーションはそういうふうなリチウムの仕分けのボックスがあるんだけど、今私が言っているのは、各自治会のところにも、そこまで当局側が手が伸ばせるのであれば、各自治会に徹底的に国のほうで決まりましたということ流すべきだと思うんだけど、そういうこともしっかりやらなければ下のほうに伝わらんということだから、その点をどういうふうにするかということ、答弁があればお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えいたします。

周知につきまして、おっしゃるとおり強化してまいりたいと考えておりまして、広報、また市の公式LINE等を通じて広く周知をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） あまり自慢じゃないけれども、うちの自治会はすごいそういうことが

厳しいところで、専門の人がいて、こういうふうに分けるんだけど。中にはちょっと言い争いをするようなときがあるんだけど、自治会で徹底的にするに当たっても、本当に全市にわたってそういうことを広報なり何なりで周知を徹底するようにお願いしたいと思います。これは要望です。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

安倍委員。

○委員（安倍健治君） 今のリチウム電池の回収ボックス、これは1基33万円、やっぱり発火の原因とかになっちゃうとあれなんだけれども、特殊なボックスなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 宮崎課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） お答えをいたします。

実際、リチウム電池が発熱・発火した場合については700度程度の温度が発生するというところでございます。それに耐え得るような材質が必要ということで、今現在購入を計画しておりますのはステンレス製のものということでございまして、こちらは最大で1,400度程度までは耐えられるということになりますけれども、こういった耐熱性があるって、かつ設置した場合に、中で万が一発火したときに、他に燃焼とか、そういうリスクが発生しないような構造というもので、かなりしっかりしたものと考えてございまして、大体1基当たり33万円程度というもので考えてございます。特殊な仕様となっているものでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、産業創造課より、5款労働費、1項労働諸費について説明をお願いいたします。
高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 産業創造課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書28ページ、29ページをお願いいたします。

一番下の段、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費138万3,000円の増額をお願いするものであります。財源といたしましては、その他財源として甲斐市移住支援事業補助金返還金110万円、一般財源28万3,000円であります。

内容といたしまして、29ページの説明欄、ナンバー001労働関係職員費につきましては人件費でありますので、人事課から説明をさせていただいたところであります。

下のナンバー010労働総務費82万5,000円につきましては、甲斐市移住支援事業補助金の交付者が市外へ転出したため、返還に伴う山梨県への返納金であります。本事業補助金交付要綱により、申請日から3年以内に市外へ転出した場合は全額、3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還する規定となっております。今回、令和3年度に交付した1世帯2人につきまして、3年以上5年以内で転出したため、交付した100万円のうち半額の50万円、また令和4年度に交付した単身世帯につきましては3年以内に転出したため全額の60万円、合計で110万円の返還を請求いたします。そのうち国庫補助金分55万円、県補助金分27万5,000円、合計82万5,000円を県に返納するために計上させていただくものであります。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

一番下の段、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、31ページの説明欄、ナンバー001商工関係職員費につきましても人件費でありますので、人事課から説明をさせていただいたところであります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 途中で返還したということは何らかの理由があつて転出したということなんでしょう、その理由というのは何か分かる。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 2人世帯につきましてはテレワークで移住をして来たんです

が、市外でお店を持つということで市外に転出したということでもあります。

もう一方、単身の世帯につきましてはテレワークで東京の仕事をなさっておりましたけれども、出身が長野県でありまして、実家の事情で長野県に転出ということになっております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了をいたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続きまして、農政課より6款農林水産業費、1項農業費について説明をお願いいたします。

小宮山農政課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 大変お疲れさまです。農政課関係の9月補正の内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の30ページ、31ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、31ページの説明欄、ナンバー006地産地消事業につきましては75万円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全て国県支出金で、もも・すもも生産拡大支援事業費補助金75万円であります。内容につきましては、近年、もも・すももの生産量が減少しているため、生産量の確保等を目的に新たに栽培に取り組む農家及び栽培面積を拡大する農家の支援や物価高騰対策支援として県の補助金を活用したもも・すもも生産拡大支援事業費補助金であり、生産性向上に必要な機械等の導入を支援するものであります。補助率は山梨県が2分の1、事業者が2分の1であります。予定している補助対象事業は3件で、内訳につきましては、新規栽培が2件、栽培面積拡大が1件であり、3件全てが補助上限額25万円を予定しているものであります。

次に、ナンバー018地域おこし協力隊費につきましては177万9,000円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全て一般財源であります。内容につきましては、地域おこし協力隊員1名を市ウェブサイトで募集をかけていたところ、令和7年5月に応募があ

りまして、甲斐市内の見学、また面接等を経まして、この11月から任用することとなりましたので、その人件費、家賃等の経費であります。経費の主なものとしましては、人件費の報酬、月20万8,000円の5か月分で104万円、家賃は月4万5,000円で、敷金・礼金、初期費用を含めての使用料及び賃借料50万2,000円であります。

次に、5目農地費、ナンバー004農林業施設維持管理事業につきましては1,089万円の減額補正をお願いするものであります。内容につきましては、茅ヶ岳東部広域農道にあります6つの橋梁において、令和7年度当初予算に橋梁点検のための委託料1,089万円を全額一般財源で計上しており、補助率2分の1である農山漁村地域整備交付金事業として採択された場合には財源更正をお願いする予定でありましたが、その採択が令和8年度になる見込みとなったため、点検を来年度、補助事業として行う予定に変更しまして、今年度に予算計上しました1,089万円の皆減をお願いするものであります。

以上が農政課関係の9月補正の予算の内容となります。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 橋梁の点検ということだけんど、橋梁はそんなに古いものじゃないと思うんだけど、点検が必要ということですか。

○委員長（金丸幸司君） 深澤農業土木係長。

○農業土木係長（深澤勇也君） お答えいたします。

点検につきましては、市の土地改良施設インフラ長寿命化計画におきまして5年に1回行うというような計画にしております。それに基づきまして本年度、計画を予定していたんですけども、補助金という観点で来年度に予定を変更させていただくという形をお願いするところであります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） このもも・すももの補正の75万は、市は支出はないんだっけ、県のあれですね。このもも・すもものというのは、甲斐市の中ですももなんて生産しているかどうか分からないんだけど、その辺のところの実態というのは把握しているの。

○委員長（金丸幸司君） 長田農政総務係長。

○農政総務係長（長田明久君） お答えいたします。

2020年の農林センサスで22軒、甲斐市内に農家があるということで、そちらのほうは結果がそのようになっております。

〔「ちなみに桃は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 長田係長。

○農政総務係長（長田明久君） 先ほどのお答えするんですけれども、もも・すももの内訳については把握はしていないんですが、一応22軒、2020年の農林センサスで農家があるということで。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もも・すももって生産品種が違うんだから、その辺のところはどうなっているかということだよ。

○委員長（金丸幸司君） 長田係長。

○農政総務係長（長田明久君） お答えいたします。

一応、もも・すももの内訳については把握はできていないんですけれども、合わせて22軒ということで、2020年の農林センサスで出ております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） だから、そういうくくりの中にあるんだけど、両方の2種類の果物があるわけじゃん、だから、その果物の両方が対象になるという補助制度ということだよな。

○委員長（金丸幸司君） 長田係長。

○農政総務係長（長田明久君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もう1件、さっきの説明で、地域おこし協力隊で百何万ですか出たんだけど、補正を新たにするという内容をもう一回説明してくれる。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 地域おこし協力隊員につきましては、昨年度3人いたんですが、1人退任いたしまして、その状況が続いていたことから、当初予算編成では2人分の協力隊員の経費を予算計上していました。ただ、枠が3人設けてありますので、その残り1名を追加募集ということでウェブサイトでした。当然、当初予算には間に合わない状況だ

ったので、今回改めて、今年に入って応募がありましたので面接等を行って採用となりましたので、改めて補正予算で隊員の経費を計上させていただくところであります。

よろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 再募集して、そうやって応募者が来てくれるんだったら、いいことだし、またさらにそういうことをやってもらいたいなと思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

樋口副委員長。

○副委員長（樋口孝之君） 1点だけお願いします。もも・すももの補助金の限度額、25軒、3件で75万ということで、甲府市なんかは100万円あったですけども、もも・すももの畑が、甲斐市に住んでいて、中央市に畑があるんだよと、それでもいいんですかね。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 県のほうに先に相談に行っていたいて、それでも県ではオーケーですということで。ただ、申請地は住所地である甲斐市になりますということでこの事務の進めを進めております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続きまして、建築住宅課より、8款土木費、5項住宅費について説明をお願いいたします。
輿石建築住宅課長。

○建築住宅課長（輿石文明君） お疲れさまです。

建築住宅課より9月補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の32ページ、33ページをお願いいたします。

下段の8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、002住宅施策推進事業につきまして2,781万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、県の人口減少危機対策住宅取得支援事業費補助金と残りは一般財源でございます。補正額2,781万6,000円の内容につきましては、空き家対策促進事業で300万円と人口減少危機対策住宅取得支援事業で2,481万6,000円の増額を行うものでございます。

空き家対策促進事業の300万円の増額につきましては、当初予算で空き家バンクリフォーム補助金を2件掛ける補助限度額100万円の200万円を計上しておりましたが、既に2件分の交付決定を行っており、年度末までに不足が見込まれるため、追加で3件分300万円を増額するものでございます。

また、人口減少危機対策住宅取得支援事業費の2,481万6,000円の増額につきましては、7月の常任委員会でご説明させていただきましたが、県の補助事業に賛同し、10月から子育て世帯住宅取得支援事業及びやまなしK A I T E K I住宅普及促進事業を行うための補助金等の増額でございます。内訳といたしましては、子育て世帯住宅取得支援事業の補助金が35件の申請を見込み1,740万円、やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業の補助金は11件の申請を見込み740万円、このほか郵便料などの事務費が1万6,000円の補正でございます。

以上が建築住宅課の補正予算の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続きまして、上下水道業務課、上下水道工務課より、4款衛生費、2項環境衛生費及び4款衛生費、3項清掃費並びに8款土木費、4項都市計画費について一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） お疲れさまです。

上下水道業務課及び工務課が所管いたします簡易水道事業会計、地域し尿処理施設特別会計、下水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽事業会計に対する一般会計からの繰出金の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、右側の説明欄の16簡易水道事業会計繰出金につきましては、補正額77万6,000円を減額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。

詳細につきましては、この後の簡易水道事業会計補正予算でご説明させていただきます。

次に、補正予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項1目清掃費、右側説明欄の8、地域し尿処理施設特別会計繰出金につきましては、補正額358万4,000円を増額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。

詳細につきましては、この後の地域し尿処理施設特別会計補正予算でご説明させていただきます。

次に、補正予算説明書の32、33ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費、右側説明欄の1、下水道事業会計繰出金につきましては、補正額1,532万1,000円を減額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。また、その下の2、戸別合併処理浄化槽事業会計繰出金につきましては、補正額5,000円を増額するもので、財源につきましては全て一般財源であります。

詳細につきましては、この後の下水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算でご説明させていただきます。

説明は以上であります。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

続いて、議案第58号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）
についてを行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 続きまして、地域処理し尿処理施設特別会計補正予算に
つきましてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書53ページをお願いいたします。

議案第58号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）につつま
しては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358万4,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ1,444万9,000円とするものであります。

補正予算説明書の104ページ、105ページをお願いいたします。

初めに、歳入から説明させていただきます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては358万4,000円の追加をお願い
するものであります。

次に、補正予算説明書106、107ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。1 款衛生費、1 項地域し尿処理施設費、1 目地域し尿処理施設維持費につきましては358万4,000円の追加をお願いするものであります。財源内訳のその他は、一般会計繰入金であります。

右側説明欄01地域し尿処理関係職員費358万4,000円の増額につきましては、人事課からの説明がありましたとおり、4月の人事異動に伴う人件費の増額であります。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第58号を終わります。

続いて、議案第59号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）についてを行います。

収入支出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案書56ページをお願いいたします。

議案第59号 令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

補正理由といたしましては、4月の人事異動等に伴う職員人件費のほか、山梨県が実施します流域下水道管更生工事に伴います配水管布設工事設計業務委託を発注する必要があるため、増額追加補正をお願いするものであります。

別冊の令和7年度公営企業会計補正予算説明書4ページ、5ページをお願いいたします。

令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画（収益的収入及び支出）であります。

初めに、収入であります。1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益の雑収益につきましては20万1,000円を増額させていただくものであります。内容といたしましては、山梨県から設計業務委託に係る事務費として20万1,000円を受け予算措置を行うものであります。

次に、支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費は71万9,000円を増額補正させていただくものであります。

次に、4目業務及び総係費につきましては422万4,000円を増額補正をさせていただくものであります。内容としましては、どちらも4月の人事異動に伴う人件費の増額であります。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入、3項負担金、1目他会計負担金の工事負担金につきましては、山梨県より流域下水道管更生工事に伴う排水管布設工事設計費負担金として443万3,000円を受け予算措置をするものであります。

次に、支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設工事費の委託料につきましては、流域下水道管更生工事に伴う排水管布設工事設計業務委託として443万3,000円を増額補正をお願いするものであります。

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、予算第7条に定めた経費の金額を職員給与費の既決予定額8,926万円に補正予定額494万3,000円を増額し、9,420万3,000円とするものであります。なお、補正予算説明書の8ページは予定キャッシュフロー計算書、12、13ページは水道事業予定貸借対照表であります。説明は省略させていただきます。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第59号を終わります。

続いて議案第60号 令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを行います。

収入、支出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 簡易水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案書57ページをお願いいたします。

議案第60号 令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）であります。

補正理由といたしましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額であります。

別冊の令和7年度公営企業会計補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

令和7年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出であります。

初めに、収入であります。1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金は77

万6,000円の減額をお願いするものであります。内容といたしましては、一般会計補助金として計上しております職員人件費につきまして、職員給与費繰入金を減額するものであります。

次に支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用、4目業務及び総係費につきましては77万6,000円を減額するものであります。内容といたしましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額であります。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、予算第8条に定めた経費の金額を職員給与費の既決予定額597万7,000円から補正予定額59万6,000円を減額し、合計538万1,000円とするものであります。

次に、第4条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた経費であり、既決予定額6,060万円を5,982万4,000円に改めるものであります。また、公営企業会計補正予算説明書の18ページは予定キャッシュフロー計算書であり、22、23ページは簡易水道事業予定貸借対照表となっており、説明は省略させていただきます。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第60号を終わります。

続いて、議案第61号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを行います。

収入、支出一括で説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

議案書58ページをお願いいたします。

議案第61号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

補正理由といたしましては、4月の人事異動に伴う人件費の減額と社会資本整備総合交付金の減額に伴う一般会計繰入金の増額であります。

別冊の令和7年度公営企業会計補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

まず、令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出の、初めに収入であります。1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金198万5,000円の増額をお願いするものであります。内容は、職員人件費につきまして職員給与費繰入金として400万6,000円の減額、児童手当分32万1,000円の増額、雨水対策計画策定業務委託に係る繰入金567万円を増額するものであります。

次に、3目補助金700万円の減額をお願いするものであります。内容は、当初予算で雨水対策計画策定業務委託の財源の一部を社会資本整備総合交付金で計上していましたが、計画策定に関しては交付金の対象外であることが判明いたしましたので、補助金の700万円を減額し、先ほど説明した一般会計補助金の繰入金567万円を増額するものであります。なお、補助金と繰入金の差につきましては、入札差金分であります。

次に、支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費の下水道事業関係職員人件費8,000円の増額と3目業務及び総係費の下水道事業関係職員人件費700万6,000円の減額と会計年度任用職員人件費319万3,000円を増額し、第1項営業費用につきましては380万5,000円の減額をお願いするものであります。内容は、4月の人事異動に伴う職員人件費の減額であります。

次に、28、29ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

初めに、収入であります。1款資本的収入、1項1目企業債は1,690万円の増額をお願いするものであり、内容は、当初一般会計補助金の繰入金で計上していましたが、流域下水道整備事業債の対象となることから、1,690万円増額するものであります。

7項補助金、1目他会計補助金の一般会計補助金は、流域下水道建設改良費繰入金を企業債補正額と同額を減額し、その他は児童手当分12万円の減額と職員給与費繰入金8万5,000円の減額をお願いするものであり、内容は、流域下水道整備事業債の対象となること及び4月の人事異動に伴う職員人件費について一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費につきましては20万5,000円の減額をお願いするものであり、4月の人事異動に伴う下水道事業関係職員1人分の人件費を減額するものであります。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第9条に定めた経費を次のように改めます。職員給与費の既決予定額5,842万円から補正予定額418万7,000円を減額し、5,423万3,000円に改めるものであります。

次に、第5条、他会計からの補助金につきましては、予算第10条に定めた経費であり、既決予定額9億1,114万9,000円を8億9,602万9,000円に改めるものであります。

なお、公営企業会計補正予算説明書30ページは予定キャッシュフロー計算書であり、34、35ページは下水道事業予定貸借対照表となっておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第61号を終わります。

続いて、議案第62号 令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）についてを行います。

収入、支出一括で説明をお願いいたします。

芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 続いて、戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

議案書は60ページをお願いいたします。

議案第62号 令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算（第1号）であります。

補正の内容は、4月の人事異動に伴う人件費の追加をお願いするものであります。

別冊の令和7年度公営企業会計補正予算説書の38、39ページをお願いいたします。

令和7年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出であります。

初めに、収入であります。1款戸別合併処理浄化槽事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金は5,000円の増額をお願いするものであります。内容といたしましては、一般会計補助金として計上しております職員給与費繰入金として会計年度任用職員1人分の人件費5,000円を増額するものであります。

次に、その下の支出であります。1款戸別合併処理浄化槽事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費につきましては5,000円を増額するものであります。内容といたしましては、4月の人事異動に伴う会計年度任用職員1人分の人件費5,000円を増額するものであります。

続きまして、同じく議案書60ページをお願いします。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、予算第8条に定めた経

費の金額を職員給与費の既決予定額350万4,000円から補正予定額5,000円を増額し、350万9,000円とするものであります。

次に、第4条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた経費であり、既決予定額1,697万3,000円を1,697万8,000円に改めるものであります。

次に、公営企業会計補正予算説明書40ページは、予定キャッシュフロー計算書であり、42、43ページは予定貸借対照表となっており、説明は省略させていただきます。

説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第62号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、議案第66号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）についてを行います。

建設課より、8款土木費、2項道路橋梁費について説明をお願いいたします。

保坂建設課長。

○建設課長（保坂俊和君） お疲れさまです。

建設課の補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

追加議案（初日）のフォルダー内にあります補正予算説明書第4号になります。

10ページ、11ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費につきまして、補正前の額7,932万円に4,400万円の増額をお願いし、予算額を1億2,332万円とするものであります。財源内訳は、国県支出金2,200万円、地方債1,620万円、一般財源580万円であります。

11ページをお願いします。

説明欄ナンバー001道路新設改良事業として先月20日のまちづくり環境常任委員会でご説明いたしました赤坂ソフトパーク内企業地市有財産活用事業のサンリオ社のミュージアム開業支援について、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の内示があったことに伴い、関連経費を増額するものであります。

内容につきましては、赤坂ソフトパーク1号線は平成元年に整備され、桜の成長に伴い路面の凸凹や立ち枯れが生じていることから、安全・安心な歩行空間の確保が課題となっております。そのため、3年間の年次計画において道路整備を進めることとしており、今年度については桜の伐採や舗装工事、水路改修を行い、歩行者の安全を確保するための道路整備に係る経費を増額するものであります。

以上で建設課の補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で、桜の伐採ということを行ったけれども、この両脇に植えてあるあの桜を全部切らないと道路の拡幅もできねえやな、水路の改修もできな

いし、じゃあれは全部切るということだね。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○建設課長（保坂俊和君） お答えいたします。

今回、企業誘致する側の桜を伐採。

〔「反対側は残す」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（保坂俊和君） そうですね、反対側は残します。

○委員長（金丸幸司君） 秋山係長。

○建設整備係長（秋山裕介君） 桜伐採については、サンリオ側の桜の伐採と反対側の桜も伐採いたします。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応あそこ、切るのは非常に残念だけれども、あそこは桜の名所になっていて、そういった事業に関する道路とミュージアムができるということで、やむを得ないかなと思うんだけど、それについては地元の協議とか、そういうのはもう全部終わっているということなの。

○委員長（金丸幸司君） 秋山係長。

○建設整備係長（秋山裕介君） 桜の伐採については、地元の区長様とお話しております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第66号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審査、大変ご苦労さまでした。

引き続き、その他に入ります。

まず、初めに、私から1点お願いがあります。

本日お手元にまちづくり環境常任委員会と各種団体との意見交換会の実施について通知を配付させていただきました。通知に記載のとおり、今年度は意見交換会を行いたいと思います。10月17日に開催予定の本常任委員会にて、各委員より意見を求め決定したいと思いますので、関係団体一覧を参考に、相手方、またテーマについて検討をお願いいたします。

次に、委員より、その他何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） 次に、事務局。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時47分